高知県教育委員会　会議録

令和８年８月定例委員会

場所：教育委員室

（１）開会及び閉会に関する事項

開会　令和８年８月２０日（木）１３：３０

閉会　令和８年８月２０日（木）１４：４３

（２）教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	今城　純子
	教育委員	池　　康晴
	教育委員	森下　安子
	教育委員	町田　美紀
	教育委員	大谷　政孝
欠席者	教育委員	弥勒　美彦

（３）高知県教育委員会会議規則第８条、第９条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長（総括）	岡本　幸生
〃	教育次長	濱川　智明
〃	教育次長	蛭子　　穣
〃	教育政策課長	三木　直樹
〃	幼保支援課長	市村　留美（付議第３号のみ）
〃	小中学校課長	高橋　　励（付議第２号のみ）
〃	高等学校課長	麻植　隆久（報告第1号から第2号及び付議第4号のみ）
〃	高等学校振興課長	中島　義文（報告第１号のみ）
〃	特別支援教育課長	谷澤　　朗（報告第２号及び付議第１号のみ）
〃	教育政策課課長補佐	大前　拓也
〃	教育政策課市町村支援・委員会担当チーフ	山岡　由紀（会議録作成）
〃	教育政策課主査	吉松　昂徳（会議録作成）

（４）議事の大要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	８月定例委員会を開催する。
教育次長（総括）	（提案説明）
教育長	付議第４号は人事に関する議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第４号を非公開の取扱いとする。

【報告第１号　産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の追加申請について　（高等学校振興課）】

〇高等学校振興課　説明

〇質疑

池委員	特に類型３の遠隔教育については、生徒減少が著しい本県において、中山間等にある学校の生徒たちの学びを守るセーフティーネット的な役割もあるので、ぜひ進めていただきたい。 少人数となっている中山間の学校において、大学受験や公務員受験を希望する子どもたちの希望を叶えるためにも、補完的な授業を高知東高校から配信できることは非常に大事だ。説明にあったように、もちろん多様な子どもへの対応も考えないといけないが、本当の意味でのセーフティーネットということで、ぜひ文科省の審査を通してほしい。 これだけ子どもたちが少なくなる状況は、全国的に見ても先行しているので、この事業を成功させて、他県の参考となるような事例になれば良いと思う。
町田委員	アドバンスト・エッセンシャルワーカーの「６次産業化」を柱とするカリキュラムも、これだけの予算を投じると、高知は一次産業大国なので、とても力になる若者が出てくると思う。ぜひ実現してほしい。一次産業には林業なども含まれるので、何か連携できるようにしてほしい。また、最先端のことをやると同時に、人と会話ができるといった、人間らしいところを大事にして、コミュニケーション力の高い人材を育てることになっていくと、本当に未来が明るいと思う。よろしくお願いする。

【報告第２号　令和９年度高知県立高等学校及び県立特別支援学校高等部用教科書の採択について　（高等学校課）】

〇高等学校課　説明

〇質疑

池委員	２点お伺いする。まず、採択において、各業者と学校は利害関係にあると思うが、県教委としてどのような注意をしているか。 次に、デジタル教科書が、今後、どれだけ広がっていく可能性があるのか。この２点について説明をお願いする。
事務局	まず１点目の利害関係についてだが、教科書採択において、以前は検定教科書の見本といったもの以外にも、献本といった形で頂くことが実際にあったが、そういったことはもう認められないということを各学校には強く周知をしている。各学校の中で適切に選定をするという観点で、各教科会等で各学校の生徒の実態に合ったものを選ぶように指導をしているとこ

	ろだ。 　次に２点目のデジタル教科書についてだが、今のところはデジタル教科書というものが教科書として扱われるわけではなく、教材という形になっている。それが、新しい次期学習指導要領、小学校では令和 12 年度頃から出てくるのに合わせて、新しくデジタル教科書が各出版社からも教科用図書として出るようになっている。高等学校においては令和 14 年度頃からデジタル教科書が使われるようになっていくかと思っている。 　ただ、デジタル教科書が良いのか、それとも紙が良いのかというのはなかなか難しいところである。私個人的にも、デジタル教科書をタブレットで表示すると、もう１台別端末がなければＩＣＴを活用した学びが深まっていかないのではないかとも考えるので、デジタル教科書がどのような内容なのか研究し、必要に応じて導入していくことになっていくかと思う。
池委員	長年同じ教科書を使っていて変えていない学校や、あるいは数学などもそうだが、１社に集中している部分があるので、学校がきちんと説明ができるような形で教科書採択をしていただきたい。
事務局	承知した。各学校に伝えていく。
森下委員	池委員のご意見を受けて質問するが、各学校としてはどういう理由でこの教科書を選んだのか。その根拠となる文書は、きちんと明確に存在していると考えてよろしいか。
事務局	資料に掲載している「令和９年度採択希望教科書選定報告書」というものを全ての学校から提出してもらっている。教科、科目、学年、学科の別に、どの教科書を使うのか、それについての採択理由を記載するようになっている。これを基に、事務局でそれが適切かどうかの判断をしている。
森下委員	高校の魅力化の中で、これからますます各高校が特色を生かした教育プログラムになっていくと考えると、その魅力化・特色化に合わせた教科書を採択することもとても大事かと思う。ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーというようなポリシーとの関連を考えても、ぜひ根拠は明確に残していただきたい。

【付議第１号　高知県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関する議案　（特別支援教育課）】

〇特別支援教育課　説明

〇質疑

	【質疑等なし】
教育長	付議第１号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第１号を原案のとおり議決する。

【付議第２号　令和９年４月１日付け高知県公立学校教職員人事異動方針議案

（小中学校課）】

〇小中学校課　説明

〇質疑

池委員	「人事配置について」の１に記載されている管理職関係の部分において、若手や女性の登用を特に積極的に記述していただいてありがたい。 同じ項目中において、今回改正されたことではないが、校長、副校長、教頭及び事務長についての「リーダーシップを発揮し成果をあげること」とあるが、この「成果」は教育課題の解決のことを言っているのだろうとは思うが、教育委員会としてはどのようなものを「成果が上がる」とイメージして記載しているのか。
事務局	成果についてはいろいろ視点があるかと思うが、やはり児童生徒の学力をしっかり定着することができているかどうかということが、一番大きな指標である。併せて、児童生徒にとって学校の中での安心・安全な状況がしっかり作れているかどうか。具体的には子どもたちが安心できる状況で学校生活を送れているか。例えば、生徒指導上の諸課題に関する調査や第三者による学校評価等を、学校経営計画の中でもしっかり評価できているか、そういった成果が上がっているかというところも成果指標としては考えている。
池委員	学校での成果と言われると本当にたくさんあり、記述しきれないのでこの言葉一つになっているのだろうとは思うが、成果の部分がもう少し現場の方や一般の方に分かるような形になっていたら良いと思う。後半部分は、教職員の福利厚生や組織、人材育成に関してのこと等なのでよく分かる。 詳細に記述することは難しいかもしれないが、どういう成果を上げることを管理職に求めているのか分かりにくいと思った。
事務局	基本となるのは高知県教育振興基本計画であり、その基本方針や基本目標をベースにして全てが進んでいる。成果となればやはりそこである。 池委員がおっしゃられるように、全部は書ききれないので、先ほど課長

	が申したように、各市町村教育長等に説明をする場があるので、そういう場でしっかりと伝えていくようにしたい。
教育長	丁寧に説明していくということか。
事務局	そうだ。丁寧に説明をしていきたい。
森下委員	教育の人事配置についてあまり分からないので教えていただきたい。管理職というのは校長、副校長、教頭及び事務長であるが、新しく追加された「学校経営を支える中核的な役割を担う教職員」とはどういうポジションや役目にあるのか。やはり次を担う若手の人たちだろうとは思うが、どのような立ち位置にあるかを教えてほしい。
事務局	イメージとしては教頭や、県立学校が中心だが副校長などの、学校の中堅的なミドルリーダーを指している内容になる。 このミドルリーダーとなり得る教職員を適正に登用することで、教頭、副校長等として、学校での支えを担ってもらいたい人物だと考えている。
事務局	学校の中には研究主任や教務主任、学年主任などの分掌というものが様々あり、それぞれの分掌を中心的に担っている役割の教員がいる。 これは管理職ではなく、あくまでも教諭の中から選ばれ、校長が任命しているが、そういう方たちは学校運営の中核的な役割を担っていて、力がどんどん蓄えられているので、ぜひ積極的に管理職に登用したいという意図で記載している。
森下委員	今回の位置付けはとても大事なところであると思う。今の説明を聞いて納得がいったので、ぜひこの方針で人事配置が実現するようにお願いしたい。
大谷委員	「人事配置について」の１の４行目には「学校経営を支える中核的な役割」とあり、３の１行目には「学校運営への参画」とある。言葉として「経営」と「運営」の２つが出てくるが、どのような使い分けか。管理職の方々は「運営」ではなく「経営」になっているのはどのような考えで記載しているのか気になった。
事務局	「学校経営」というのは、校長、副校長及び教頭が学校をどのようにマネジメントしていくか、どのようにリーダーシップを発揮しながら学校を組織していくかという経営的な手腕を発揮してもらいたいということで、管理職を中心に考えているものである。 事務職員については、学校運営全体に関わっていただきたい、そういう

	意図での使い分けと考えている。
大谷委員	管理職については、「運営」と「経営」のどちらも記載して良いのではないかと思った。
事務局	補足であるが、学校組織の中での「経営」「運営」については、文部科学省から発出されている文書などでもよくある表現である。「学校経営」といった場合には、例えば、学校内外にあるいろいろな教育資源をどう配分して、あるいはどう獲得・調達していくかということまでを含めた戦略を取るときに「経営」という表現をすることが多い。そういう意味では管理職層というのは、学校内の教員のリソース配分、あるいは地域の教育資源をどう使っていくかということを、総合的に勘案してマネジメントしていくものである。 一方、「運営」という言葉も確かに多義的だが、ここでは、配分されたようなリソースを使ってどう物事を動かしていくかというようなニュアンスで使い分けている。
大谷委員	承知した。
教育長	付議第２号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第２号を原案のとおり議決する。

【付議第３号　地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案　　（幼保支援課）】

〇幼保支援課　説明

〇質疑

森下委員	これは実際にやられているということか。
事務局	この４月１日から給付制度としてスタートしている事業である。
森下委員	とても大事な事業だと思う。どのくらいの園がやっているのか分かれば教えていただきたい。
事務局	現在34市町村の47か所の施設において受付ができるような状況である。ただ、施設によっては、実際に入所している子どもがたくさんいると、年度途中の入所があった場合、この「こども誰でも通園」が受け入れできないという状況は発生することもあるが、施設としては47施設がこの事業を

	実施するということで届が出ているところだ。
森下委員	ぜひ広げていただけたら良いが、保育士が不足している中で、受け入れられる保育園はどのくらいあるのかと思う。この事業に関しては市町村が行うことだと思うが、県として支援することはあるか。
事務局	まずは市町村が､保育所を利用していない家庭ともつながっているので、そういう家庭へＰＲをしっかりしていただく。県でも広く市町村を支援するためにホームページの開設や、市町村が制度を円滑に実施できるよう、制度上の手続等について支援しているところだ。
森下委員	とても大事な事業なので、県としてもしっかり支援していただきたい。
町田委員	初めてこの支援事業を知った。自分が子どもを産んだときに、保育園などの預かってもらうところが、東京都内だったこともあり全くなく大変だった。こういうものがあればとても助かっただろう。どこで制度を知るかということが重要である。病院で産まれたときに周知するなど。使いたくても知らない方がいらっしゃるのではないかと思うので、広報に力を入れていただけるとありがたい。
事務局	これは国が制度化をしている関係で､「つうえんポータル」というシステムを通して、入園の予約や面会日の予約ができ、全国どこの空き施設も照会ができるが、県内の市町村によってはなかなかシステムが苦手といったところもある。そういったところには早くこのポータルが使えるような形にしていただくため、呼びかけている。
教育長 各委員 教育長	付議第３号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第３号を原案のとおり議決する。

【付議第４号　教職員の人事議案　（高等学校課)】

〇高等学校課　説明

〇質疑　【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第４号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。

各委員	全員挙手
教育長	付議第４号を原案のとおり議決する。

（５）議決事項

付議第１号から第４号　　原案どおり議決